

新年のご挨拶

明けましておめでとうございます。旧年中はひとかたならぬご厚情を賜り、誠にありがとうございました。皆様のご健康とご繁栄を心からお祈り申し上げます。何卒本年もよろしくご指導とご鞭撻のほどお願い申し上げます。

さて、さくら通信は本号で109号となりました。本年も皆様にお知らせしたい最新の情報を、タイムリーかつわかりやすくそして楽しく発信させていただく所存ですので、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

平成26年元旦

オリンピック

東京オリンピック招致決定は快挙であった。プレゼンのすばらしさにも感動した。シャイと言われる日本人だが、やれば出来る。

そう言えば、前回のオリンピック。直後に東京へ行った。修学旅行である。高校2年生だった。従兄が首都高を案内してくれた。ゼネコン勤務の27歳。誇らしげだった。



(竹内)

平成26年税制改正大綱について

新聞報道等にあるとおり、平成26年度税制改正大綱が公表されました。その主な内容をまとめてみました。

<法人税について>

- 復興特別法人税の1年前倒し廃止（平成26年度税制改正大綱）
- 交際費等の損金不算入制度について（平成26年度税制改正大綱）
 - 大企業については、交際費等の額のうち、飲食のために支出する費用の額の50%を損金の額に算入することとする。
 - 中小法人については、現行制度（年800万円までの交際費を経費にする）の適用期限を2年延長し、上記①との選択適用が可能となる。
- 生産性向上設備投資促進税制の創設（昨秋公表の税制改正大綱）

産業競争力強化法に規定する一定の「先端設備」や、「生産ラインやオペレーション」の改善のために設備を取得等した場合には、即時償却またはその取得価額の5%（建物、構築物は3%）の税額控除ができる。また、中小企業の生産性向上に向け設備投資をした場合に、特別償却や税額控除を選択適用できる中小企業投資促進税制が拡充され、適用期限も3年延長される。
- 試験研究費の税額控除制度の拡充（〃）

増加した試験研究費の5%を税額控除できる仕組みを、増加割合に応じて税額控除割合が高くなる制度に改組し、最大で増加試験研究費の30%を税額控除できる制度にする。
- 既存建築物の耐震改修投資の促進のための税制措置の創設（〃）

耐震診断が義務付けられる建築物について、耐震診断結果の報告を行った場合、耐震改修により取得等をする建築物の部分に対して、取得価額の25%の特別償却を認める。

<個人所得税について>

- 給与所得控除の上限の引下げ（平成26年度税制改正大綱）

給与所得控除の上限について、次のとおり漸次引き下げる。

	現行	平成28年分の 所得税（注1）	平成29年分以後の 所得税（注2）
上限額が適用される給与収入	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円

（注1）個人住民税については、平成29年度分について適用。（注2）個人住民税については、平成30年度分から適用。

- 個人が所有するゴルフ会員権等の譲渡損失と他の所得との損益通算を、平成26年4月1日以後の譲渡から不可とする。（〃）

<相続税等について>

- 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の創設（〃）

個人が持分の定めのある医療法人の持分を相続等した場合において、一定の条件の下に、当該医療法人の持分に係る相続税額について、納税を猶予する制度を創設する。

平成26年度税制改正大綱は、今年3月の通常国会にて法案成立することが予想されます。2月には当事務所主催の税制改正セミナーを予定しておりますので、ぜひご参加ください。

(大寺)

【年金制度】改正ポイント

新年あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願ひ申し上げます。
近年、毎年のように年金制度が改正されておりますので、年の初めに、これからの主な変更点をお知らせしたいと思います。

1. 受給資格期間25年→10年に短縮（平成27年10月実施）

- ◆ 老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金、寡婦年金に適用。
現在、25年の受給資格期間を満たさない高齢者も、10年以上の加入期間（保険料免除期間を含む）があれば、平成27年10月以降は年金が受けられる。

2. 短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大（平成28年10月実施）

- ◆ 対象企業→被保険者数501人以上（特定適用事業所）。
- ◆ 学生には非適用。
- ◆ 適用拡大の基準→1週間の労働時間あるいは1カ月の勤務日数が一般労働者の3/4未満で、次の①～③のいずれにも該当。
①1週間の労働時間が20時間以上 ②賃金月額が8.8万円以上（年収106万円以上） ③勤務期間が1年以上見込まれる
- ◆ 現在、短時間労働者で被保険者となっている人は、そのまま被保険者となる。

3. 産前産後休業期間中の厚生年金・健康保険の保険料免除（本人・会社とも）（平成26年4月実施）

- ◆ 産前6週間（多胎は14週間）、産後8週間のうち、就労しなかった期間。
- ◆ 保険料免除申請、職場復帰後に報酬月額が低下→事業主経由で届出。
- ◆ 厚生年金基金に加入している人→基金の基本掛金が免除。

4. 遺族基礎年金の父子家庭への支給（平成26年4月実施）

- ◆ 遺族の範囲の規定「妻」→「配偶者」に変更。
- ◆ 財源は消費税収のため、実施時期等の変更あり。



(竹内 政代)

1月の社会保険労務

- | | |
|-----|--|
| 10日 | 一括有期事業開始届<概算保険料160万円未満:請負金額19,000万円未満の工事>(労働基準監督署) |
| 31日 | 労働者死傷病報告書の提出<休業4日未満10月~12月分>(労働基準監督署)
健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
労働保険料の納付<延納第3期分>(郵便局または銀行)
有期事業概算保険料延納額<12~3月>の納付 |

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届



資産税係

贈与も相続税の対象?

もし贈与税がなければ、生前に財産を妻子などにすべて贈与して相続開始の時点で課税されるべき財産をゼロにして、相続税を回避することも可能になってしまいます。このような過度な相続税対策を規制するために設けられているのが **贈与税** です。贈与税は、相続税の補充税としての位置づけから、贈与したときだけではなく、相続開始時にも次のような特別な取扱いがあります。

① 相続税の課税対象となる贈与

- ・ **相続又は遺贈によって財産を取得した者**が、被相続人から相続開始前 **3年以内** に贈与によって財産を取得しているときは、その贈与のあった時の贈与財産の価額
- ・ 相続時精算課税の適用を受けている者の贈与財産の価額

② 相続税の課税対象とならない贈与 (いずれも贈与時に所定の手続きが必要です)

- ・ 直系尊属から住宅取得資金贈与を受けた場合の贈与税の非課税
- ・ 贈与税の配偶者控除 (婚姻期間20年以上である夫婦間の居住用不動産等の贈与)
- ・ 教育資金の一括贈与時の非課税

(坂田)

リスマネ委員会

倒産防止共済 (経営セーフティー共済) のメリット・デメリット

倒産防止共済とは、企業 (事業主) が掛け金を積み立てることで、万が一取引先が倒産などした場合、積み立てた金額の10倍の範囲内で、回収が困難となった売掛債権範囲内の貸付を受けることができる制度です。借入に対する金利は無金利ですが、借入をした金額の10%が積立金より控除されます。基本的には、取引先が倒産などして、本来入ってくるはずだった売掛金 (売上) が入ってこなくなることによる連鎖倒産を防止するという共済制度になっています。

掛け金上限は800万円で、月々の掛け金上限は20万円です。

<メリット>

- ・ 掛け金100%の損金算入 (必要経費として計上) … **節税**
- ・ 40カ月以上の加入で返戻率100%

<デメリット>

- ・ 実際に制度を利用して借入をした場合は借入の10%が積立金から控除される
- ・ 40カ月未満の解約時には手数料がかかる

(坂田)

建設係

消費税率の引上げと建設業法

平成26年4月1日に消費税率が8%に引き上げられますが、消費税は原則として、完成工事に係る消費税額から材料等に係る消費税額を控除した金額を納付するため、消費税が適正に転嫁されていけば、適用税率の違いによって損益に影響を与えることはありません。

建設業法における遵守事項として、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れる代わりに以下の行為を行った場合は、違反となり検査・指導等を受けることになります。

- ・ 本体価格の交渉には応じるが、不明確な工事内容の提示をしたり、適正な見積期間を確保しない場合
- ・ 消費税率引上げ分の上乗せを受け入れることを合意したが、書面による契約を行わなかった場合
- ・ 変更契約をせずに、やり直し工事を行わせ、消費税率引上げ分の全部又は一部に相当する費用負担を強要する行為
- ・ 工期の短縮や変更を強要する行為
- ・ 支払を保留する場合
- ・ 割引を受けることが困難であると認められる手形を交付する場合

(岸上)

会計制度

計算書類の注記表について⑩

「リースにより使用する固定資産に関する注記」について、第2回です。

前回ご説明した通り、リース取引にはファイナンスリース取引（お金を借りているのと同義のリース取引）とオペレーティングリース取引（賃貸借色が強いリース取引）の2種類があります。

今回は、ファイナンスリース取引と認定されるための2要件（両方を満たす必要があります）についてご説明します。

- a.** リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引 またはこれに準ずるリース取引（解約不能のリース取引）
- b.** 借手が、当該契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引（フルペイアウトのリース取引）

a. は、契約上中途解約できない定めがあるものと、解約時に未経過のリース期間に係るリース料のおおむね金額を、相当の違約金（規定損害金）として支払うこととされているリース取引など事実上解約不能と認められる取引が該当します。

b. は、借手が自己所有するならば得られると期待されるほとんどすべての経済的利益を享受することです。具体的には、リース料の総額が当該リース物件の取得価額相当額、維持管理等の費用、陳腐化によるリスク等のほとんどすべてのコストを賄っていることを意味します。

次回は、ようやく本題のリース取引の注記についてご説明します。

(渡邊)

医療係

退職金（小規模企業共済制度の活用）

個人事業主は自分が自分に給料を支払えないと同じように、自分が自分に退職金を支払うことが出来ません。そこで、独立行政法人中小企業基盤整備機構の「小規模企業共済制度」の活用をご検討してはいかがでしょうか？

加入資格	個人事業主の方、法人（会社など）の役員の方または共同経営者の方で、ある一定の条件を満たす方
掛金	1,000円から7万円まで、500円刻みで掛けることができ、月払い・半年払い・年払いの3とおりの払込方法（払込区分）を選択
所得控除	今年1年間に払い込んだ掛金は、 全額が所得控除
受取方法	本制度で受け取れる共済金等には、「共済金A」、「共済金B」、「準共済金」があり、共済契約者の事業上の地位や共済金等を請求する理由によって、受け取れる共済金等の種類および金額が変わります。

(例) 小規模企業共済を月1万円（年間12万円）加入した場合

	加入前	加入後	差額
合計所得金額	8,000,000	8,000,000	0
所得控除額	2,000,000	2,120,000	120,000
課税所得金額	6,000,000	5,880,000	-120,000
所得税	772,500	748,500	-24,000
住民税	626,700	614,700	-12,000
税額計	1,399,200	1,363,200	-36,000

掛金納付年数	掛金合計額	共済金A	共済金B	準共済金
5年	600,000	621,400	614,600	600,000
10年	1,200,000	1,290,600	1,260,800	1,200,000
15年	1,800,000	2,011,000	※1,940,400	1,800,000
20年	2,400,000	2,786,400	2,658,800	2,419,500
30年	3,600,000	4,348,000	4,211,800	3,832,740

※一括受取を選択＝退職所得扱い

(収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2 = 退職所得の金額

{1,940,400円 - (400,000円 × 15年)} × 1/2 = 0円

よって所得税、住民税の税額0円

(後藤)

1月の税務

- | | | |
|---|---|--|
| <p>1 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
(1) 提出期限…本年最初の給与支払日の前日
(2) 提出先…給与の支払者(所轄税務署長)</p> <p>2 支払調書の提出 提出期限…1月31日</p> <p>3 源泉徴収票の交付
(1) 交付期限…1月31日
(2) 交付先…①所轄税務署長 ②受給者</p> <p>4 固定資産税の償却資産に関する申告
申告期限…1月31日</p> <p>5 個人の道府県民・市町村民税の納付(第4期分)
納期限…1月中で市町村の条例で定める日</p> <p>6 25年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 納期限…1月10日(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付)</p> | <p>7 25年11月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業税)・法人住民税) 申告期限…1月31日</p> <p>8 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) 申告期限…1月31日</p> <p>9 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) 申告期限…1月31日</p> <p>10 5月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分) 申告期限…1月31日</p> <p>11 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税) 申告期限…1月31日</p> | <p>12 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2ヶ月分) (消費税・地方消費税) 申告期限…1月31日</p> <p>13 給与支払報告書の提出
(1) 提出期限…1月31日
(2) 提出義務者…1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に対する所得税の源泉徴収義務がある者
(3) 提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長</p> |
|---|---|--|

本年も皆様のご希望に1歩でも近づけるよう、精一杯頑張っていきたいと思います。
さて、2014年1月号という事で、「2014年の目標」を掲載しました。
ぜひ、ご覧ください!!



今年も阿波踊り がんばるなっー!!
(ふなっー)

甲子園に行くぞ〜! (くまもん)
スイーツレス (W)
毎日楽しく健康に!! (たかし♀)
勿論!! 健康の為に痩せます!! (こんこん)
年間をとおして、規則正しく健康に
(T. F.)

肝臓をいたわる (I)
楽しく暮らす (S)
時間を有効に使う (M)
ダイエットする (たかし③)
仕事に慣れる (たかし)

あけましておめでとう
おめでとうございます

バランス感覚 (KK)
昨年より多くの懸賞を当てる (ごっち)
健康第一!! (ペー野)
家内安全 (S)
節約 → 貯金!! (Y. Y)

瘦身 (K)
小さな幸せをいっぱい作る (H)
1日一万歩 (O)
運動不足を解消する (やま)
大漁祈願とサブ4 (A)

J1残留 (ばんばん)
健康に気をつけてその有難さを痛感する (O)
子供と外で遊ぶ時間を増やす! (T)
椎茸とヨーグルトを食べられるようにする!! (はらた)
いろんなことにチャレンジする (K)

観戦率60%(き.た.)
仕事と家庭の両立を頑張る (奥)
健やかな心と体 (H²)
おだやかに過ごす (M)
生活リズムを整える (ぶっち)

歩け歩け元気に歩け! (F. N.)
自分にできることを頑張る (N)
強くやさしくなる (I Z)
節約できるようにする (M)
食生活を改善する (Y)

年末年始休暇のお知らせ

当事務所では、12月28日(土)から1月5日(日)まで年末年始休暇とさせていただきます。
何かとご不便をおかけする事と存じますが、何卒ご理解ご協力賜ります様お願い申し上げます。

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページ : <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL : 088-625-2556
FAX : 088-654-1181

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますが、その内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品や奨励品などは中傷するものではありません。